

# ○東京藝術大学内部質保証規程

〔令和6年3月28日  
制定  
改正 令和6年5月13日〕

## (趣旨)

第1条 この規程は、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第5条第4項及び東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第2条第4項に基づき、自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえた教育研究等の質の改善に繋げることにより質を維持し向上を図る取組（以下「内部質保証」という。）を行うために必要な事項について定める。

## (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学則第5条第1項及び大学院学則第2条第1項に定める本学が行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）について自ら点検及び評価するものをいう。
- (2) 機関別認証評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき、認証評価機関が実施する評価をいう。
- (3) 法人評価 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う、各国立大学法人における中期目標及び中期計画に対する教育研究等の達成状況に関する総合的な評価をいう。

## (全学の責任体制)

第3条 内部質保証に関する最高責任者は、学長とする。

- 2 自己点検・評価の責任者は、企画・評価室長をもって充てる。
- 3 自己点検・評価の実施主体及び実施責任者は、評価項目ごとに別表第1に掲げるとおりとする。
- 4 実施責任者は、自己点検・評価に基づく改善、向上に向けた活動に対し責任を持ち、企画・評価室長及び学長は、その活動内容を統括する。
- 5 前3項の責任者は、当該所掌の任務に係る内部質保証に関し必要な具体的措置を講じなければならない。

## (自己点検・評価の種類)

## (自己点検・評価の種類)

第4条 自己点検・評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育研究等に係るデータ分析による自己点検・評価
- (2) 認証評価機関が定める機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価
- (3) 中期目標・中期計画の進捗状況に係る自己点検・評価

## (実施時期)

第5条 前条第1号及び第3号は、毎年度実施するものとし、総括的な点検・評価については、法人評価等の時期を考慮して定期的に実施する。

- 2 前条第2号については、機関別認証評価（5～7年以内）の時期を考慮して定期的に実施する。

(分析項目)

第6条 第4条第1号における分析項目は別表第2のとおりとする。

2 第4条第2号における分析項目は別表第3のとおりとする。

3 第4条第3号における分析項目は別表第4のとおりとする。

(実施手順)

第7条 自己点検・評価の実施手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自己点検・評価の実施主体による自己点検・評価の実施

(2) 企画・評価室による前号の評価結果等の審議

(3) 教育研究評議会、経営協議会及び役員会による評価結果等の審議・報告

(4) 学長による評価結果等の決定

2 自己点検・評価に関し、具体的な点検・評価の方法等その他必要な事項は、別に定める。

(評価結果等を踏まえた改善等の取組)

第8条 自己点検・評価等の結果に基づき、改善等が必要と認められるものについては、全学及び関係する実施主体においてその改善等に取り組むものとする。

2 学長は、前項の改善等が必要な事項に関し、企画・評価室及び各実施主体が策定した対応方針及び対応措置の実施計画の案を企画・評価室の議を経て承認する。

3 前項の規定により承認された計画に基づき、各実施主体は対応措置を行い、進捗状況を企画・評価室に報告する。

4 企画・評価室は、前項の規定により報告された進捗状況を確認・審議し、学長に報告する。

5 学長は、進捗状況についてさらに改善等が必要な場合は、その具体的方法を企画・評価室の議を経て決定する。

6 その他改善等の取組に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者からの意見の活用)

第9条 本学の学生、卒業及び修了者並びに地域・企業等のステークホルダーからの意見を取り入れるため、様々な意見聴取を継続的に実施し、その結果を教育研究等の改善及び質の向上に繋げるとともに、自己点検・評価等に積極的に活用する。

2 機関別認証評価及び法人評価の結果は、教育研究等の改善及び質の向上に繋げる。

(教育研究上の基本組織に係る重要な見直し)

第10条 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しに関しては、関係する組織の協力を得て、戦略会議で検証を行ったのち、教育研究評議会及び役員会で審議を行うものとする。

(公表)

第11条 自己点検・評価結果及び改善等の取組については、公表するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月13日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

別表第1（第3条関係）

評価項目	実施主体		実施責任者
教育課程	教育推進室		室長（教育担当の理事）
	各学部		各学部長
	各研究科		各研究科長
教職課程	教職支援センター		教職支援センター長
学生支援	学生支援室		室長（教育担当の副学長）
	保健管理センター運営委員会		保健管理センター長
	グローバルサポートセンター 国際戦略推進委員会		グローバルサポートセンター長
学生受入	教育推進室		室長（教育担当の理事）
	各学部		各学部長
	各研究科		各研究科長
施設 及び 設備	施設	キャンパスグランドデザイン 推進室	キャンパスグランドデザイン推進 室長
	図書館	附属図書館運営委員会	附属図書館長
	ICT	芸術情報センター運営委員会	芸術情報センター長
組織及び運営	人事・総務室		室長（総務・財務・施設担当の理 事）
	財務企画室		室長（総務・財務・施設担当の理 事）
研究体制	研究推進室		室長（研究担当の理事）
社会貢献	社会連携センター運営委員会		社会連携センター長
国際化	グローバルサポートセンター 国際戦略推進委員会		グローバルサポートセンター長

別表第2（第6条第1項関係）

評価項目	分析項目	検証方法
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>全授業科目において、必須項目の全てが入力され学内外に公開されているか</li> <li>授業時間割、学事暦と整合がとれているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバス</li> <li>履修便覧等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業内容、方法等が適正な水準を保っているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業評価アンケート</li> <li>学習と学生生活アンケート</li> </ul>
学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育環境、学生支援が適正な水準を保っているか</li> <li>学位授与方針に則した学修成果が得られているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習と学生生活アンケート</li> <li>卒業・修了時満足度調査</li> </ul>
	・就職状況	・卒業・修了後の進路状況調査
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人留学生数</li> <li>海外派遣学生数</li> </ul>	・前年度実績値
学生受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>志願者数及び受験者数</li> <li>学生の受入が適切に実施されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度実績値</li> <li>学部合格者アンケート</li> </ul>

別表第3（第6条第2項関係）

評価項目	分析項目
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針が大学等の目的に即して定められ、具体的かつ明確であること</li> <li>・教育課程方針が、大学等の目的及び学位授与方針と整合的であること</li> <li>・教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</li> <li>・学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</li> <li>・学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</li> <li>・教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</li> <li>・大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</li> <li>・大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</li> </ul>
教職課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等が公表を求める事項を公表していること</li> </ul>
学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること</li> </ul>
学生受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生受入方針が明確に定められていること</li> <li>・学生の受入が適切に実施されていること</li> <li>・実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること</li> </ul>
施設及び設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること</li> <li>・施設・設備における安全性について、配慮していること</li> <li>・教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること</li> <li>・教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</li> </ul>
組織及び運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務運営が大学等の目的に照らして適切であること</li> <li>・管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること</li> <li>・管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること</li> <li>・教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること</li> <li>・財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること</li> <li>・大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</li> </ul>
研究体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</li></ul>
社会貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動に効果的に利用されていること</li></ul>
国際化	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること</li></ul>

別表第4（第6条第3項関係）

評価項目	分析項目	中期目標・中期計画事項
教育課程	中期目標の達成の進捗 状況及び成果の状況	教育課程に関する目標
教職課程		教職課程に関する目標
学生支援		学生支援に関する目標
学生受入		学生受入に関する目標
施設及び設備		施設及び設備に関する目標
組織及び運営		組織及び運営に関する目標
研究体制		研究体制に関する目標
社会貢献		社会貢献に関する目標
国際化		国際化に関する目標